

注　記　事　項

1. 重要な会計方針

当事業年度より、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（独立行政法人会計基準研究会 財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会 平成22年10月25日改訂）」及び「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A」（総務省行政管理局 財務省主計局 日本公認会計士協会 平成22年11月最終改訂）を適用しております。

(1) 運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しております。

全ての業務について費用進行基準を採用しておりますが、これは業務達成基準及び期間進行基準を採用することが、業務の実施と運営費交付金との対応関係が中期計画及びこれを具体化する年度計画等において不明確であるという理由から困難であり、費用進行基準を採用する必要があるためです。

(2) 減価償却の会計処理方法

①有形固定資産

定額法を採用しております。

主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	2～50年
構築物	2～57年
機械装置	2～9年
船舶	2～15年
車両運搬具	2～6年
工具器具備品	2～20年

なお、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

また、リース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を0とする定額法を採用しております。

②無形固定資産

定額法を採用しております。

主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

工業所有権	2～10年
ソフトウェア	2～5年
施設利用権	11年

なお、リース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を0とする定額法を採用しております。

(3) 賞与に係る引当金及び見積額の計上方法

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、会計基準第17に基づき計算された賞与引当金の当期増減額を計上しております。

(4) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上方法

退職手当については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

厚生年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金により厚生年金基金への掛金及び年金基金積立不足額に関して財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第38に基づき計算された退職一時金及び年金給付に係る退職給付引当金の当期増減額を計上しております。

(5) たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成受託研究支出金 個別法による低価法を採用しております。

貯蔵品 先入先出法による低価法を採用しております。

(6) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

①国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法

・地方公共団体より無償貸付を受けている公有財産等に対して、各地方公共団体における算定方式及びそれらに準じた算定方式により得た貸借価格を計上しております。計算式は次の通りであります。

$$\text{固定資産評価額} \times \text{借入面積} \times \text{貸付料率} = \text{貸借価格}$$

・国より無償貸付を受けている研究用機器等の物品に対し、減価償却を行ったとして得られた当該事業年度の減価償却費相当額を計上しております。

②政府出資等の機会費用の計算利率

政府出資等の機会費用の計算利率については、平成23年3月末現在の10年国債（日本相互証券公表）の利回り1.255%を使用しております。

(8) リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(9) 消費税等の会計処理方法

消費税の会計処理は、税込方式によっております。

2. 会計処理方法の変更

(資産除去債務に係る会計処理)

「「独立行政法人会計基準の改訂について」（平成22年3月30日 独立行政法人会計基準研究会 財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会）」に基づき、「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成22年3月30日改訂）」（「独立行政法人会計基準」第80の規定を除く）の適用が、当事業年度からであることから、当事業年度より、「資産除去債務に係る会計処理」を適用しております。

これによる、当事業年度の経常利益及び当期純利益に与える影響はございません。

3. 重要な債務負担行為

重要な債務負担行為は、8,069,410,150円であります。

4. リース取引関係

(1) ファイナンス・リース取引

主なリース資産の内容は以下のとおりです。

有形固定資産

主として、横浜研究所の地球シミュレータセンターにおけるスーパーコンピュータ（工具器具備品）であります。

無形固定資産

主として、地球深部探査船「ちきゅう」におけるデータベース管理ソフトウェアであります。

(2) オペレーティング・リース関係

当該事業年度末における重要なオペレーティング・リース取引はありません。

5. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な定期預金に限定しております。

未収債権等に係る信用リスクは、会計規程に基づく督促管理等によってリスク低減を図っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
①現金及び預金	8,793	8,793	—
②未収金	1,317	1,317	—
③未払金	(5,165)	(5,165)	—
④リース債務	(9,432)	(9,501)	69

(*) 負債に計上されているものは、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

①現金及び預金、②未収金、③未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) リース債務の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超
リース債務	2,612	2,466	2,454	2,249	37

6. 税効果会計関係

繰延税金資産の主な原因別内訳

(単位：百万円)

項目 平成23年3月31日現在

繰延税金資産

税務上繰越欠損金	684
繰延税金資産 小計	684
控除：評価性引当額	684
繰延税金資産 合計	0

7. 重要な後発事象

該当事項はありません。

8. その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報
(東北地方太平洋沖地震による影響について)

平成23年3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震による、当機構の被害の状況等は次の通りであります。

八戸港に着岸中であった地球深部探査船「ちきゅう」が津波の影響により、推進器及び船底が損傷するなどの被害が発生しました。当該損傷の復旧の見通しについては、応急的な補修及び検査におよそ3ヶ月の期間を見込んでおり、その後は事業活動を行いつつ、順次追加の補修を進めていくため、現時点においては、その費用総額を合理的に見積もることは困難であります。なお当該補修費に対しては見合いの収益が計上される予定であり、翌年度以降の最終的な損益には影響がない見込みです。

また同じく津波により、「ちきゅう」へ搭載するため八戸港の岸壁で一時的に保管していた工具器具備品及び貯蔵品の一部が滅失するなどの被害が発生しました。当該滅失に係る損害額については臨時損失として損益計算書に計上しております。なお臨時損失の見合いとして同額の収益が計上されるため、最終的な損益への影響はありません。